

国際条約による証書に 関する規則

規則

2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 9 月 5 日 規則 第 50 号

2008 年 6 月 25 日 技術委員会 審議

2008 年 7 月 22 日 理事会 承認

2008 年 8 月 22 日 国土交通大臣 認可

2008 年 9 月 5 日 規則第 50 号
国際条約による証書に関する規則の一部を改正する規則

「国際条約による証書に関する規則」の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のとおり改める。

第二条 本会は、海上における人命の安全のための国際条約~~及び~~国際条約及び、満載喫水船に関する国際条約~~及び船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約~~の規定による証書を、締約国政府により付与された権限に基づいて交付する。

第三条 本会の船級登録を受けた旅客船以外の~~国際航海に従事する~~日本船舶であつて次の各号に掲げるものの所有者は、それぞれ当該各号に掲げる条約証書（本会が日本政府より付与された権限に基づいて交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書~~及び~~、国際満載喫水線証書~~及び~~国際防汚方法証書をいう。以下、**第九条**まで同じ。）の交付を受けることができる。ただし、船舶検査証書（船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書をいう。以下同じ。）若しくは臨時航行許可証（船舶安全法第九条第二項の臨時航行許可証をいう。以下同じ。）を受有していない船舶又は本会が満載喫水線の位置を定めていない船舶（第二号に係るものに限る。）にあつては、この限りでない。

- (1) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の漁船を除く。）
1974 年の海上における人命の安全のための国際条約による貨物船安全構造証書及び貨物船安全設備証書
- (2) 国際航海に従事する長さ 24 メートル以上の船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の漁船を除く。）
1966 年の満載喫水線に関する国際条約による国際満載喫水線証書
- (3) 総トン数 400 トン以上の船舶であつて所有者が条約証書の交付を受けようとするもの
2001 年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約証書

第五条第 1 項を次のとおり改める。

第五条 条約証書の有効期間は、国際防汚方法証書を除き、交付の日から船舶検査証書の有効期間が満了する日までとする。

第六条を次のように改める。

第六条 貨物船安全構造証書及び貨物船安全設備証書を受有する船舶の所有者は、年次検査又は中間検査を受けようとする場合には、当該証書を本会に提示しなければならない。

2. 本会は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合には、当該証書にその旨記入し、船舶の所有者に返付するものとする。
3. 国際満載喫水線証書を受有する船舶の所有者は、年次検査又は中間検査を受けようとする場合には、当該証書を本会に提示しなければならない。

4. 本会は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合には、当該証書にその旨記入し、船舶の所有者に返付するものとする。
5. 国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者は、船級登録上の年次検査、中間検査、定期検査、船底検査又は臨時検査を受けようとする場合及び船舶防汚システム規則上の臨時検査を受けようとする場合には、当該証書を本会に提示しなければならない。
6. 本会は、前項の船舶が同項の検査（防汚方法の更新に係る検査をした場合に限る。）に合格した場合には、当該証書にその旨記入し、船舶の所有者に返付するものとする。
57. 貨物船安全構造証書及び、貨物船安全設備証書及び国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者は、寄港国当局から本会の検査を受けることを要請された場合には、本会の検査を受けなければならない。

附 則

1. この規則は、2008年9月17日から施行する。